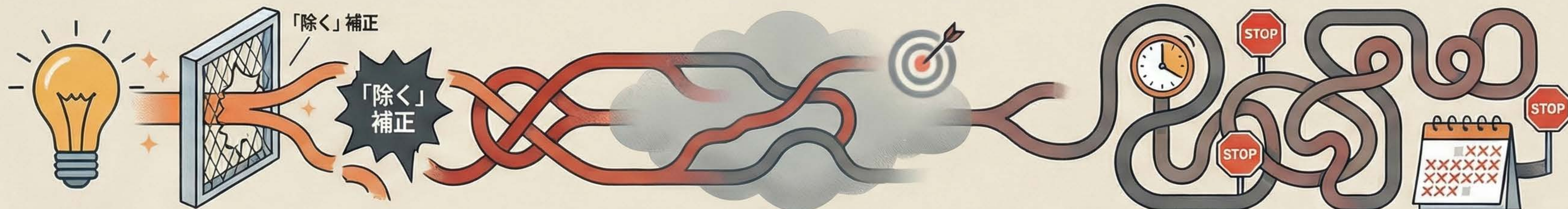


「除くクレーム」の適正化へ：特許審査基準の見直し

「除くクレーム」とは、請求項に係る発明から特定事項を除外する補正のことです。この手法は近年、化学分野以外にも増加していますが、その利用が不適切なケースもあり、進歩性のない発明の特許化や第三者の予測可能性の低下といった問題が指摘されています。これを受け、特許庁の専門委員会で審査基準の明確化が議論されています。

課題：「除くクレーム」補正の乱用と懸念



進歩性のない発明が特許になっている

本来指針されるべき発明が、変易な「除く」補正で
登録されているとの懸念が多数ある。

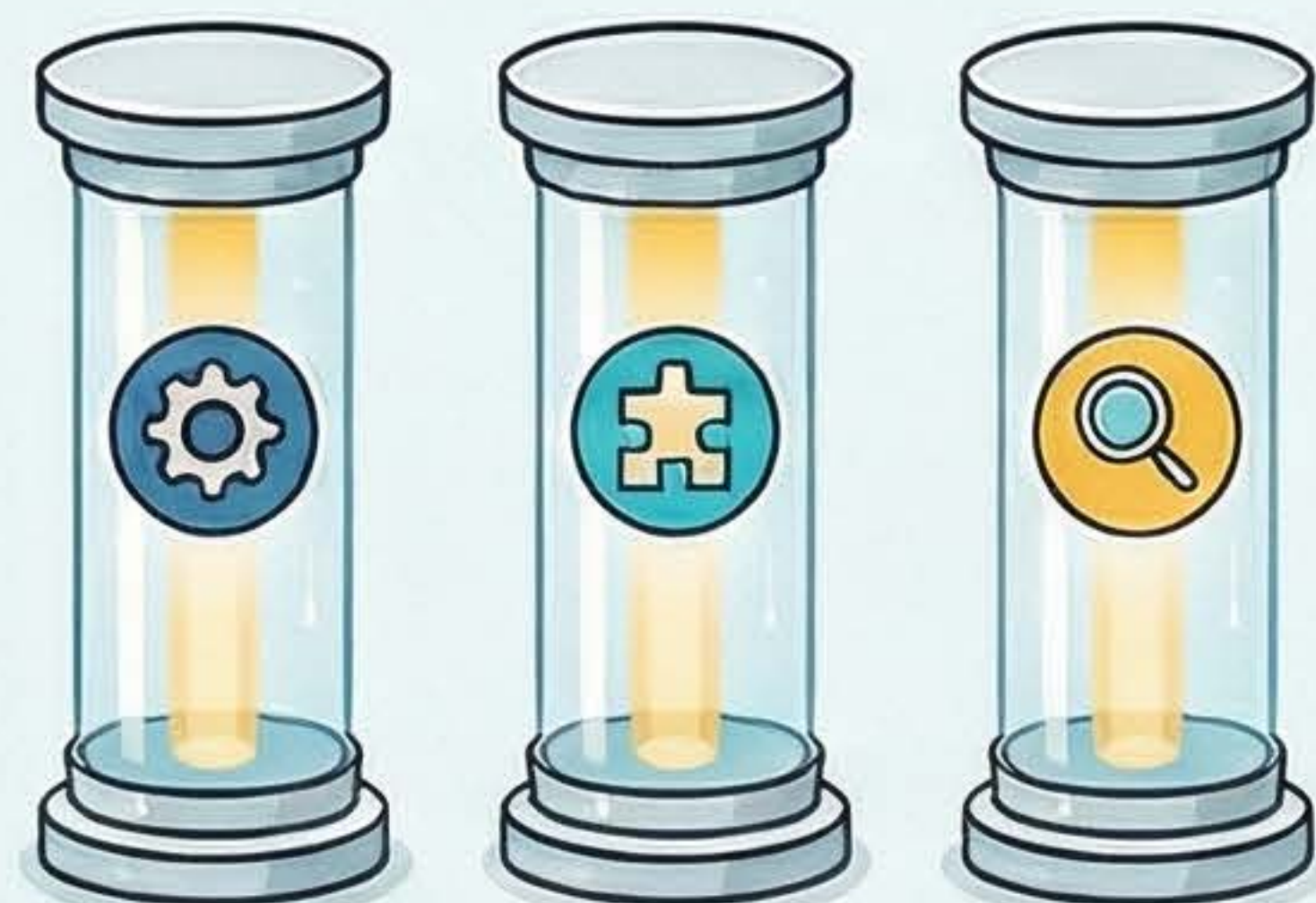
第三者の予測可能性を低下している

権利範囲が不明確になり、事業開発の予見可能性を
損なうという問題が発生している。

審査の長期化を招いている

指総理由選知が出るたびに補正が繰り返され、
最終的な権利確定まで期間がかかっている。

解決策：審査基準の明確化と運用の徹底



進歩性 新規事項の追加 明確性

3つの要件の考え方を再点検

進歩性、新規事項の追加、明確性の3つの観点から審査
基準の記載を点検し、読解を生まないよう明確化する。



「進歩性」：阻害要因を総合的に評価

「阻害要因」があることだけで完璧に進歩性を育定せず、
他の要素と合わせて総合的に判断する考え方を徹底する。



「新規事項」：判断基準を明確化

補正が許される具体例（引用発明との兼ねを
場合など）の範囲を明確にし、混用を防ぐ。



審査官

出願人

具体的な事例をハンドブックで周知

審査ハンドブックに事例を追加し、審査官と出願人双方
の理解を促進して、審査の異と統一性を向上させる。